

協会員に対する処分及び勧告について

2026 年 9 月 16 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記**○ キャピタル・パートナーズ証券株式会社****1. 事実関係****○外国債券営業に係る不適切な業務運営の状況**

当社は、外国債券営業を当社収益の柱の一つとし、証券取引等監視委員会検査基準日（2025 年 10 月 17 日）現在、10 通貨で発行された外国債券を取り扱っているところ、当該債券のうち 4 割程度がトルコ・リラ建て債券（以下「トルコ・リラ債」という。）からの収益となっている。

当社では、トルコ・リラ債として、利付債やゼロ・クーポン債のほか、発行者による期限前償還条項付きゼロ・クーポン債（以下「コーラブル債」という。）を顧客へ勧誘している。

また、当社は、歩合制の営業員 11 名を、2024 年 5 月から 2025 年 1 月までの間に、当社の兄弟会社で当社を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者であるキャピタル フィナンシャルアドバイザーズ株式会社（以下「CFA 社」という。）へ順次移籍させている。

今回証券取引等監視委員会検査において、トルコ・リラ債の勧誘状況等を検証したところ、以下の問題が認められた（以下、下記（1）及び（2）の行為を総称して「不適正な投資勧誘」という。）。

- （1）トルコ・リラ債取引の勧誘に関し、顧客に不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

リラ／円の為替が長期的なすう勢として大幅に下落している状況にあった中、当社営業員は、当社で取り扱っているトルコ・リラ債の債券価格の推移について日々容易に把

握可能であり、実際に債券価格が上昇しておらず不安定な値動きをしている状況を確認していたにもかかわらず、自己の収益を確保することを目的に、同債券の積極的な買付意向を特段有していなかった 34 顧客に対し、債券価格が金利等の影響を受け下落するリスクには何ら言及せず、コーラブル債において提示されている外貨ベースのコール価格が段階的に上昇していく点を利用して、その債券価格も「コール条項価格に向かって確実に上がっていく」「トルコ・リラベースでは〇倍に必ずなる」等の説明や、「その時の値段でいつでも売れる」等と言及するなど、期限前償還されなかった場合でも、少なくとも将来の債券価格が安定的に上昇し中途売却により外貨ベースの値上がり益を得られることが確実である旨又は確実であると誤解させるおそれがあることを意図的に顧客へ告げて勧誘を行っていた。

また、期限前償還条項の付されていないゼロ・クーポン債の債券価格についても、「絶対、満期の 100 に向かって上がっていく」「株は変動が激しいが債券は嘘つかない」等の説明や、「満期まで待つということではなく、金利はつかずに単価が上がっていくため、いつでも売却できる」「〇年後に売る時には良い結果が出る」等と言及するなど、少なくとも将来の債券価格が安定的に上昇し中途売却により外貨ベースの値上がり益を得られることが確実である旨又は確実であると誤解させるおそれがあることを意図的に顧客へ告げて勧誘を行っていた。

そのほか、トルコ・リラ債に関し、勧誘時における発行体の高格付をもって、将来にわたり償還金の支払いを受けられることが確実である旨を告げる等の勧誘を行っていた（計 38 件、7 営業員）。

なお、当該営業員の一部においては、CFA 社に移籍した後も同様の勧誘を行っていた（計 10 件、3 営業員）。

（２）トルコ・リラ債取引に係る不適切な投資勧誘行為

当社営業員は、上記（１）のほか、トルコ・リラ債の勧誘において、42 顧客に対し、外貨ベースの高利回りや、当該債券の発行体が高格付であることによる償還金支払いの安全性といったメリットのみを強調する一方で、リラ／円の為替反転を期待させる説明をしつつ、損益分岐点となる為替レートや取引による損失が発生する可能性などのデメリットについて顧客に対し具体的に説明していないといった不適切な投資勧誘が認められた（計 50 件、8 営業員）。

なお、当該営業員の一部においては、CFA 社に移籍した後も同様の勧誘を行っていた（計 14 件、5 営業員）。

（３）委託を行った金融商品仲介業者に対し実効性ある管理態勢を構築していない状況

当社では、内部管理部門であるコンプライアンス部が委託先の金融商品仲介業者に対

する管理・指導・監督を担う態勢となっているところ、当社及びCFA社では営業管理として共通の通話録音システムを使用し、CFA社の営業員に対する通話録音モニタリングを当社が直接行っているものの、同部においては、後述の当社営業員に対するモニタリング同様にCFA社に移籍した営業員についてトルコ・リラ債の投資勧誘の適切性に着目したモニタリングを全く実施していない。

なお、CFA社の管理部門に対しては通話録音システムのアクセス権が解放されていないことから、CFA社も自ら不適正な投資勧誘に対する通話録音モニタリングを実施していない。

また、当社は、委託先の金融商品仲介業者の業務運営状況について、内部監査室により定期的に監査するとしているものの、CFA社の法定書面の保管状況や上席者による営業日誌の確認状況等といった形式面のみの確認に終始しており、CFA社の営業員に対する投資勧誘の適切性確保のための観点からの具体的検証を何ら実施していない等の状況にある。

当社の沓澤武彦代表取締役社長は、長年にわたり営業員が管理部門の営業姿勢等の指導を軽視している企業風土が根付いていることに問題意識を有しており、その解決のために、問題のある歩合制の営業員をCFA社に移籍させることでビジネスモデルの転換を図ったとしている。

しかしながら、上記のとおり、当社は、CFA社に対する実効性ある管理態勢を全く構築しておらず、当社からCFA社に移籍した営業員が継続して行っていた不適正な投資勧誘を看過している状況が認められる。

（４）合理的根拠適合性の検討が十分に行われていない状況

当社では、トルコ・リラ債に関し、これまで取り扱ってきたゼロ・クーポン債に加え、当社営業員からの提案を契機に、2023年12月よりコーラブル債の取扱いを開始している。

当社は、リラ／円の為替の長期的な下落が大きく影響しこれまで販売したトルコ・リラ債で多数の顧客に償還損・売却損が発生していることを認識していた中、新規で取り扱おうとする商品の導入可否等を経営会議へ諮るための事前審議機関である新商品委員会やその後の経営会議において、本来であれば、新たにコーラブル債を導入・販売することの合理性のみならず、トルコ共和国の政治・経済情勢や、為替・価格変動リスク等の変化を踏まえたトルコ・リラ債の再検証を行い、販売を継続することの是非を含めた十分な検討・評価を実施すべきであったと考えられる。しかしながら、当社は、トルコ・リラ債で顧客に損失発生が継続している状況に対して何ら問題意識を有していなかったことから、コーラブル債の導入に際し、チェックシートによる形式的な確認に終始し、その商品特性、リスク、適合する想定顧客及び投資対象としての合理性などの観点

から具体的な分析・検討を実施しないまま、漫然と当該債券の販売を開始し現在まで継続している。

上記（１）から（４）の状況等は、当社において、内部管理態勢及び経営管理態勢が不十分なことに起因しているものと認められる。

ア、内部管理体制が不十分な状況

当社では、第１線である営業部門の営業責任者は、営業員の投資勧誘の適切性等を把握する必要性を認識していなかったため、通話録音等によるモニタリングを通じてトルコ・リラ債に係る営業員の勧誘実態の把握を行っておらず、各営業責任者自らが不適正な投資勧誘を行っていることから、各営業員へのけん制機能を十分に発揮していない。

また、第２線である内部管理部門においては、トルコ・リラ債において多額の評価損が顧客に発生している状況を踏まえ、同債券に係る営業員の投資勧誘の適切性等に対するモニタリングの必要性を認識していたにもかかわらず、他業務を兼務する２名のコンプライアンス部員の業務多忙を理由として当該顧客を抽出し重点的な確認を行うなどのモニタリングを一切行っておらず、実効性ある顧客管理や取引モニタリングを実施できていない。加えて、上記のとおり長年にわたり営業員が管理部門の営業姿勢等の指導を軽視している企業風土が影響し、営業員への適切な注意喚起をためらって不適正な投資勧誘を看過してきたほか、委託先への管理等が十分に行われていない。

さらに、第３線である内部監査部門においては、明らかな人員不足から表面的な検証に終始し、実効性のある社内監査や委託先への監査を行っていない。

当社においては、第１線から第３線で上記の不備がそれぞれ認められているほか新商品委員会において合理的根拠適合性の検討がなされていないなど、実効性のある内部管理態勢が十分に構築されていない状況が認められる。

イ、経営管理態勢が不十分な状況

当社は、過去の関東財務局の検査等において、営業部門に対するけん制が機能していないことや販売管理態勢の不備等に起因すると考えられる問題点が指摘されていた。

しかしながら、当社においては、こうした状況について度重なる指摘を受けながら、今回証券取引等監視委員会検査でもなお（１）及び（２）の営業部門による不適正な投資勧誘の問題が認められており、当社経営陣は問題が発生した根本原因について十分な追究を行うことなく、抜本的な法令等遵守及び内部管理態勢の見直しを主導してこなかったものと認められる。

また、当社はリテール営業部門の営業員に対し手数料実績を算定基礎とした奨励金を支給しており、当社経営陣はとりわけ新興国通貨建て債券の手数料率が高く設定されていることで同営業員が同債券の営業に注力する動機づけになっていることに問題意識

を持っていたものの、報酬制度や合理的根拠適合性の検討を含めた販売管理態勢の抜本的な見直しをせず、トルコ・リラ債営業から得られる収益確保を優先してきた。

このように、経営陣主導で適切な管理態勢を構築することを怠った結果、長年におたって、収益面で貢献する営業員に対して管理部門がものを言えない企業風土が醸成され、営業員に対するけん制が機能せず、不適正な投資勧誘がまん延しやすい環境が常態化していたものである。

2. 法令等適用

上記1.(1)の行為については、金融商品取引法第38条第2号に掲げる「顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」に該当するものと認められる。

当社における上記1.(3)の状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第15号に掲げる「委託を行った金融商品仲介業者の金融商品仲介業に係る法令に違反する行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況」に該当するものと認められる。

また、当社における上記1.の業務運営の状況は、金融商品取引法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

したがって、上記1.について、定款第28条第1項第3号及び同項第4号に該当すると認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、キャピタル・パートナーズ証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 3,000 万円

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

- ① 本件に係る根本的な原因の分析に基づき、経営陣主導の下、再発防止に向けて、適正かつ健全な業務運営の確保を目的とした経営管理態勢及び内部管理態勢の抜本的な見直し等、本件法令違反行為を含む不適正な勧誘行為全般に係る再発防止策を確実に実施・定着させること。
- ② 上記について、その実施状況を報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2026 年 6 月 12 日、業務停止命令（2026 年 6 月 12 日から同年 7 月 11 日までの間、新規取得勧誘を伴う外国債券（新興国通貨建て債券に限る）の販売業務の停止）及び業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（Tel. 03-6665-6778）

協会員に対する処分及び勧告について

2026 年 9 月 16 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記**○ moomoo 証券株式会社****1. 事実関係****○投資者保護上問題のある業務運営**

当社は、2023 年 10 月から、個人向けにインターネット取引サービス（以下「ネット取引」という。）を開始し、国内上場株式（国内上場投資信託を含む。以下同じ。）、米国上場株式、米国上場投資信託（以下「米国 ETF」という。）及び米国上場指標連動証券（以下「米国 ETN」という。）の売買の取次ぎ等のほか、公募投資信託の募集の取扱い等を行っている。

また、当社は、2024 年 1 月から、少額投資非課税制度（以下「NISA」という。）による金融商品の提供を開始し、ネット取引を通じ、NISA の対象商品として、米国上場株式及び米国 ETF の売買の委託の取次ぎ等を行っている。

なお、当社は、ネット取引開始以降、株式の買付代金の贈呈などを内容とする口座開設のキャンペーン等を展開することにより、新規の口座開設者数を増加させている。

こうした中、今回証券取引等監視委員会検査において、当社の業務運営の状況について検証したところ、以下の問題が認められた。

（1）NISA の対象商品に係る登録業務等における不適切な業務運営

- 1) 米国 ETF 及び米国 ETN の契約の締結に関し、顧客に対して虚偽のことを告げる行為
租税特別措置法及び租税特別措置法施行令等においては、上場投資信託（ETF）などが NISA における成長投資枠の対象商品と規定されている一方、外国社債券であって、その償還価額が特定の指標に連動することを目的とする上場指標連動証券（ETN）などが対象外商品とされている。また、NISA の対象商品の除外要件として、毎月分配型又

はヘッジ目的等以外のデリバティブ取引が利用されている投資信託等が規定（以下、対象外商品と併せて「本件除外要件等」という。）されている。

こうした中、当社では、NISA の対象商品をシステムへ登録する業務を担当する部署（以下「担当部署」という。）において本件除外要件等を正確に認識しておらず、内部規程にも本件除外要件等の定めを設けていなかったことから、2025 年 2 月 21 日から同年 5 月 27 日までの間、少なくとも米国 ETF 及び米国 ETN の計 77 銘柄（以下「本件銘柄」という。）に関し、本件除外要件等に該当するにもかかわらず、自社ウェブサイト又はアプリを通じて、顧客が閲覧可能なネット取引の注文画面において、NISA の対象商品である旨の事実と異なる内容を告げて、販売を行った。

その結果、59 顧客（以下「本件対象顧客」という。）が、本件銘柄のうち 25 銘柄について、NISA 口座において売買を行った。

その後、当社は、顧客からの問合せを受けて上記の行為を把握し、2025 年 5 月 27 日に NISA の対象商品としての販売を停止等したが、内部規程の見直しやチェック態勢の構築といった実効性のある改善策を策定しなかったことから、同年 11 月 19 日から 2026 年 1 月 14 日までの間、本件除外要件等に該当する米国 ETF 1 銘柄に関し、本件銘柄と同様、事実と異なる内容を告げて、当該銘柄の販売を行ったことが、今回証券取引等監視委員会検査において判明した。

その結果、1 顧客が、上記 1 銘柄について、NISA 口座において買付けを行った。

2) 本件対象顧客に対して著しく杜撰な対応を行っている状況

当社は、内部管理統括責任者を中心に本件対象顧客への対応を検討した結果、2025 年 6 月 10 日、本件対象顧客に対し、課税口座（特定口座又は一般口座）への振替又は約定の取消処理の選択が可能なことなどについて通知（以下「本件通知（i）」という。）を行った。

その後、当社は、自社システムの仕様により特定口座への振替ができないことを把握したため、再度、2025 年 7 月 4 日に本件対象顧客に対し、一般口座へのみ振替が可能なことなどについて通知（以下「本件通知（ii）」という。）を行った。

本件通知（i）及び本件通知（ii）の時点において、当社は、本件対象顧客の成長投資枠に係る年間投資枠について個別に是正していく一方、複数の本件銘柄を保有する顧客について、課税口座へ振替えるか約定の取消をするかどちらか一方しか選択させず、当該顧客が銘柄ごとに区々の処理を希望しても対応しない方針を決定したとしている。

しかしながら、当社は、上記決定の内容について、顧客の判断や税務申告に影響を及ぼす情報であるにもかかわらず、個別に当社に問合せを行った一部の顧客を除き、本件対象顧客に対してこれらの決定を周知していない。

また、当社は、本件対象顧客に対する今後の対応を検討する際、システムでの対応の可否といった基本的な確認を怠り本件通知（i）を行ったほか、特定口座への移管を希望した顧客への代替案などを何ら検討しないまま、システムの仕様により一括処理ができないという自らの都合のみを理由として特定口座への移管を行わないことを決定し、本件通知（ii）を行った。

上記のとおり、当社においては、本件対象顧客に対して著しく杜撰な対応を行っている。

3) 本件対象顧客に対して異なる対応を行っている状況

当社は、年間投資枠を是正するとしているところ、2025年7月、本件対象顧客のうち1顧客からの要望を受け、当該顧客の年間投資枠を是正している一方で、人的リソースが不足していることから、証券取引等監視委員会検査基準日（同年8月25日）時点においても、当該顧客以外の年間投資枠の是正に向けたスケジュールや具体的な対応方法等について検討を行っていない。

その結果、上記1顧客以外の本件対象顧客である58顧客の年間投資枠を2025年12月までは是正しておらず、本件対象顧客に対して異なる対応を行っている。

当社における上記の状況は、担当部署及び内部管理部門の法令等諸規則の理解が不足していることに起因し、顧客に対して本件除外要件等に該当する金融商品をNISAの対象商品である旨の事実と異なる内容を告げて販売するという専ら当社の責めに帰すべき事由により発生したものであり、本来、迅速かつ適切な顧客対応が図られるよう万全を期すべきである。

しかしながら、当社は、新商品・新規サービスの導入などの業容の拡大を優先する一方で、顧客への影響を考慮する意識が不足していることから、上記2)及び3)のとおり、著しく杜撰な対応、かつ、顧客間での異なる対応を行っており、NISAの対象商品に係る登録業務等における不適切な業務運営を行っているものと認められる。

(2) 有価証券等管理業務に係る善管注意義務違反

当社は、有価証券等管理業務として、株式会社証券保管振替機構に口座を開設し、口座管理機関として振替制度で取り扱う国内上場株式及び公募投資信託（以下「株式等」という。）の振替業務を行っている。

株式会社証券保管振替機構では、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、「株式等の振替に関する業務規程」等を定めているところ、当該規程等において、口座管理機関は、顧客から株式等の入庫（他社の証券口座から当社の当該顧客名義の証券口座に有価証券を移管することをいう。以下同じ。）及び出庫（当社の証券口座から他社の当

該顧客名義の証券口座に有価証券を移管することをいう。以下同じ。また、入庫と併せて、以下「入出庫」という。)の申請があった場合、申請に基づく対応を行わなければならないとされている。

こうした中、当社は、新商品・新規サービスの導入などの業容の拡大を優先する一方で、法令等諸規則を遵守する意識の徹底が不十分であり、振替業務に係る法令等諸規則の理解が不足していることから、顧客からの入出庫の申請に基づく対応はあくまでサービスの一環にすぎず、申請に応じないことも許容されると誤認するなど、2024年4月以降、国内上場株式に関し、顧客からの出庫の申請を一律に受け付けていない（国内上場株式に係る株式公開買付が行われる場合を除く。）。

また、当社は、2024年9月以降、公募投資信託に関し、当社及び他社でも取り扱っている商品であり、入出庫の対応が可能であるにもかかわらず、顧客からの入出庫の申請を一律に受け付けていない。

さらに、当社は、遅くとも2024年4月以降、自社ウェブサイトにおいて、国内上場株式の出庫が可能となるよう対応する予定である旨を表示しているにもかかわらず、証券取引等監視委員会検査基準日時点においても、システム開発計画の策定や予算措置などの出庫の実現に向けて必要な対応を何ら行っていない。

(3) 疑わしい取引の該当性を検討・判断していない状況

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づき、疑わしい取引の該当性を検討・判断し、疑いがあると認められる場合には、疑わしい取引の届出（以下「届出」という。）を行うことが求められている。

しかしながら、当社は、法令等諸規則を遵守する意識の徹底が不十分であり、口座開設業務の開始以降、届出業務に係る法令等諸規則の理解が不足していることから、口座開設を謝絶等した顧客とは取引関係が生じておらず、疑わしい取引の該当性を検討する必要性はないと誤った認識をしていた。

このため、当社では、2023年9月から2025年7月17日までの間、口座開設を謝絶等した少なくとも延べ1,531顧客に関し、疑わしい取引の該当性を検討・判断していない状況となっている。

当社における上記の状況は、本来届出を行うべき取引の届出がなされていないことが懸念され、犯収法に違反する可能性があるものと認められる。

(4) 金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況（サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢が不十分な状況）

1) システムリスク評価等が不十分な状況

当社においては、システムリスク評価に係る内部規程の整備が不足していることから、一部の基幹システムが情報資産の台帳に明記されていないなど、重要な情報資産におけるシステムリスク評価が十分に行われていない。また、システムリスク評価及びシステム監査等で特定された課題への対応状況について、一元的・整合的な進捗管理が行われておらず、システムリスクに係る課題管理が十分に行われていないなど、システムリスク評価等が不十分な状況となっている。

2) サイバーセキュリティ管理が不十分な状況

当社においては、サイバーセキュリティ管理に係る内部規程の整備が不足していることや台帳の整備が不足していることから、ハードウェア及びソフトウェア等の構成情報が適切に管理されていないほか、脆弱性診断等により判明した脆弱性について、業務への影響分析や対応の優先順位付けを実施しておらず、脆弱性に対するリスク対応が十分に行われていない。また、サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランの実行性を確保するための対応が十分に行われていないなど、サイバーセキュリティ管理が不十分な状況となっている。

3) システム障害管理・問題管理が不十分な状況

当社においては、システム障害管理に係る内部規程の整備や適切な人的リソースを配置していないことから、システム障害の適切な記録、根本原因の究明及び傾向分析が十分に行われておらず、システム障害管理・問題管理が不十分な状況となっている。

4) システムリスクに係るモニタリングが不十分な状況

当社では、内部規程において、各部門の情報管理責任者が、情報セキュリティ管理の状況を確認すると定めているものの、当該確認が実施されておらず、各部門の情報セキュリティ管理の実態を適切に把握していないなど、システムリスクに係るモニタリングが不十分な状況となっている。

5) システム監査が不十分な状況

当社においては、システム監査の人的リソースの不足により、システム監査の指摘事項に対して実効性のあるフォロー・アップが行われていないことから、指摘事項が改善されないまま同様の指摘を再度受けるなど、システム監査が不十分な状況となっている。

6) システムリスクに係るガバナンスが不十分な状況

当社では、情報セキュリティ委員会（委員長は代表取締役社長）を設置しており、

同委員会が、情報セキュリティ管理に関する内部規程の整備、管理態勢の構築及び各部門における情報セキュリティに関する状況の確認等、IT ガバナンスの中心的な役割を担っている。

こうした中、情報セキュリティ委員会は、上記1)、3)及び4)の状況を把握しているにもかかわらず、改善に向けた対応を指示しておらず、問題が継続した状況を放置している。

また、当社経営陣は、ネット取引のサービス開始から数年が経過し、加えて、上記のとおり、情報セキュリティ委員会を通じて、システムリスク管理態勢に係る課題を把握しているにもかかわらず、適時・適切に対応を指示していない。

以上のことから、当社においては、システムリスクに係るガバナンスが不十分な状況となっている。

上記(1)から(4)の状況等は、当社において、経営管理態勢及び内部管理態勢が不十分なことに起因しているものと認められる。

ア、経営管理態勢が不十分な状況

当社経営陣は、新規の口座開設の獲得等に向けた取組みに注力するなど、営業施策を優先する一方で、コンプライアンスの実践計画（コンプライアンス・プログラム）の策定・見直しに適切に関与していないなど、役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上に向けた十分な取組みを行っていない。また、新たにネット取引（口座開設サービスを含む。）を提供し、新商品・新規サービスを導入するにあたって、幅広い観点からリスク評価を行うため、業務や法令等諸規則、サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理に精通した十分な人的リソースを配賦するなど、適切な経営管理機能を発揮すべきところ、適切な内部規程の作成・管理やコンプライアンス研修等による人材育成といった法令遵守を徹底するために必要な措置を怠っているほか、下記イに記載のとおり、当社において実効性のある内部管理態勢を構築しておらず、当社の経営管理態勢は不十分な状況にあるものと認められる。

イ、内部管理態勢が不十分な状況

当社では、上記アに記載のとおり、法令等諸規則を遵守する意識の徹底が不十分であり、内部管理部门の法令等諸規則の理解が不足していることから、内部規程の見直しが必要な場合であっても適時に見直しを行っていないほか、新商品・新規サービスの導入時等において、システムでの対応の可否や、法令等諸規則を遵守する観点からの十分な確認が行われていない。また、当社においては、サイバーセキュリティを含むシステムリスク管理に精通した十分な人的リソースが不足しているほか、必要な内部規程が整備されておらず、システムリスクの特定・分析・評価やサイバーセキュリティ対策を含

めた業容に応じた適切な管理態勢が十分に構築されていない。さらに、当社においては、上記（２）の株式等の振替業務に関連する苦情等が多数寄せられていたにもかかわらず、その対応に向けた具体的な検討が行われていないなど、苦情等に対して迅速かつ適切に対処しておらず、当社の内部管理態勢は不十分な状況にあるものと認められる。

２．法令等適用

上記１．（１）１）の行為は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。また、上記１．（２）の行為は、金商法第 43 条に規定する「善良な管理者の注意義務」に違反するものと認められる。さらに、上記１．

（４）の業務運営の状況は、金商法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号に規定する「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」に該当するものと認められる。加えて、上記１．の業務運営の状況は、金商法第 51 条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

したがって、上記１．について、定款第 28 条第 1 項第 3 号及び同項第 4 号に該当すると認められる。

３．処分及び勧告の内容

以上のことから、moomoo 証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

（１）定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 5,000 万円

（２）定款第 29 条の規定に基づく勧告

- ① 本件に係る根本的な原因の分析に基づき、経営陣主導の下、再発防止に向けて、適正かつ健全な業務運営の確保を目的とした経営管理態勢及び内部管理態勢の抜本的な見直し等、本件法令違反行為を含む不適正な勧誘行為全般に係る再発防止策を確実に実施・定着させること。
- ② 上記について、その実施状況を報告すること。

４．その他

当社は、本件について、2026 年 6 月 19 日、業務停止命令（2026 年 6 月 19 日から同年 9 月 18 日までの間、新規の口座開設に係る勧誘及び受付業務の停止）及び業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（Tel. 03-6665-6778）

別 紙

協 会 員 の 概 要

(2026. 9. 16)

○ キャピタル・パートナーズ証券株式会社

- ① 所 在 地 東京都千代田区内神田 1 丁目 13 番 7 号
- ② 代表者名 代表取締役社長 沓澤 武彦
- ③ 資 本 金 10 億円
- ④ 店 舗 数 2 店舗
- ⑤ 従業員数 28 名

○ moomoo 証券株式会社

- ① 所 在 地 東京都渋谷区渋谷 1 丁目 2 番 5 号
- ② 代表者名 代表取締役 社長代行 小島 譲
- ③ 資 本 金 68 億 886 万 5,332 円
- ④ 店 舗 数 2 店舗
- ⑤ 従業員数 97 名

(注) 当社 HP 等を基に作成。

(会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 } (省 略)
2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 取引の信義則に反する行為をしたとき。

5 } (省 略)
12 }

2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。

3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。

6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。

7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。

8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。

11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第 29 条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

定款の施行に関する規則（昭 48. 7. 2）　－ 抜 粋 －

（取引の信義則違反）

第 14 条 定款第 23 条及び第 28 条第 1 項第 4 号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは協会の信用を失墜し又は本協会若しくは協会に対する信義に反する行為をいう。

- 1 本協会の業務若しくは他の協会の営業に干渉し又はこれを妨げること。
- 2 有価証券の売買その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
- 3 株券を買集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用してその株券の発行会社の関係者に対しその意に反してその株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の直接又は間接の委託に応じて、その銘柄の株券の買付け又は買付けの取次ぎを行うこと。

協会に対する処分等に係る手続に関する規則（平 22. 6. 28）　－ 抜 粋 －

（処分の公表）

第 15 条 本協会は、定款第 28 条第 1 項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会に通知する。

- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
- 3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から 5 年間とする。